

海外からの帰国者に対する対応について

「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」(* 1)からの帰国者に対し、入国した空港等の検疫所は、症状の有無に関わらず、全例PCR検査を行い、陰性者は、検疫所長が指定する場所(自宅等)において、14日間の待機を要請するとともに、帰国者が滞在する自治体に連絡し、同期間、健康観察を依頼。

連絡を受けた滞在地を管轄する保健所は、同期間、毎日、健康観察を実施し、厚生労働省に報告。有症状時には、PCR検査を実施。

* 1 「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」
(3月19日現在)

- ・ 中華人民共和国
湖北省及び浙江省
- ・ 大韓民国
大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡及び軍威郡
- ・ イラン・イスラム共和国
ギーラーン州、コム州、テヘラン州、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキャズィ州及びロレスタン州
- ・ イタリア共和国
ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州、ロンバルディア州、ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、リグーリア州
- ・ サンマリノ共和国
- ・ スイス連邦
ティチーノ州及びバーゼル＝シュタット準州
- ・ スペイン王国
ナバラ州、バスク州、マドリッド州、ラ・リオハ州
- ・ アイスランド共和国